令和６年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　富士川町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８７．４％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１０３．８％
全職員	７７．３％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	―　％
本庁課長相当職	９６．９％
本庁課長補佐相当職	９８．４％
本庁係長相当職	９７．８％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	９８．０％
３１～３５年	９３．４％
２６～３０年	１００．２％
２１～２５年	７５．８％
１６～２０年	１１０．０％
１１～１５年	８３．６％
６～１０年	７０．２％
１～５年	１００．０％

【説明欄】

２．(1)「本庁部局長・次長相当職」欄について、本町は該当する役職がないため、記載なし。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。